

令和 7 年度 名古屋経営短期大学

自己点検・評価（中間）報告書

令和 8（2026）年 9 月

はじめに

名古屋経営短期大学は、学校教育法第 109 条及び学則に基づき、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表することにより、教育の質の保証及び向上に努めている。

本学は、令和 2（2020）年度に一般財団法人大学・短期大学基準協会による短期大学認証評価を受審し、適格認定を受けた。その後、教育課程の改善、学生支援の充実、地域連携の推進などに取り組んできたが、全学的な自己点検・評価の継続的な実施・公表の面においては十分とは言えず、内部質保証の取組については、なお継続的な改善の余地を残している。一方で、本学では、文部科学省が示す「教育の質に係る客観的指標」の維持・向上に向けて全学的に取り組みつつ、「大学改革総合支援事業（タイプ 1）」の採択を見据えた取組を通じて、実質的な点検・評価及び改善活動を毎年度、継続的に実施してきた。

こうした状況を踏まえ、令和 7（2025）年度を自己点検・評価体制の再構築の起点と位置づけ、本報告書を作成した。本報告書は、令和 9（2027）年度に予定される次期認証評価を見据え、「短期大学評価基準（令和 6 年 2 月改定）」に基づき、本学の現状を整理するとともに、内部質保証体制の再確認及び課題の抽出を行い、改善の方向性を示し具体的な取組につなげることを目的とする中間的・基盤的報告として位置づけるものである。

自己点検・評価は、自己点検・評価委員会を中心に実施し、教授会に報告することにより、全学的な情報共有と意思決定につなげている。本年度は、評価項目の重点化を図り、特に内部質保証の体制とその運用、および学習成果の設定と評価に関する事項について重点的に点検を行い、その他の事項については現状整理を主とした。

前回の認証評価結果においては、教育研究活動などの更なる向上・充実に資する課題として、内部質保証体制の一層の充実、卒業生の就職先を対象とした評価の収集・活用、及び収支バランスの改善の 3 点が示された。これらの課題を踏まえ、本報告書では、特に内部質保証を中心とした教学マネジメントに重点を置き、点検・評価を行っている。

なお、本報告書は単年度で完結するものではなく、令和 8（2026）年度以降の改善の実施及び検証を通じて内容の充実を図り、令和 9（2027）年度の認証評価に向けて段階的に発展させていくものである。本学は、建学の精神である「職業教育をととして社会で活躍できる人材の育成」の実現に向け、自己点検・評価を通じた継続的な改善を推進していく。

目次

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	1
基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。	1
基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。	1
基準Ⅰ-B-2 学習成果を定めている。	1
基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	1
基準Ⅰ-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	1
基準Ⅰ-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	2
基準Ⅰ-D-2 教育の質を保証している。	3
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	3
基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。	3
基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。	4
基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。	5
基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。	5
基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。	6
基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。	6
基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。	6
基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。	7
基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。	7
基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。	8
基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。	8
基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。	8
基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。	9
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	9
基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。	9
基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。	9
基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。	9
基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。	10
基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。	10
基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。	11
基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整	

備、活用している。	11
基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。	11
基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。	11
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	12
基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	12
基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス	12
基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。	12
基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。	12
基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。	13
基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。	13
基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。	13
基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。	13
基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。	13
基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	14

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。

建学の精神を「職業教育をとおして社会で活躍できる人材の育成」と定め、基本理念を示す文書「名古屋経営短期大学憲章」にこれを明記し、本学の目的（学則第1条）及び3つのポリシーの基礎として位置付けている。

- ・ 学内への周知：学生には学生便覧や入学時のオリエンテーション等において周知している。教職員には、毎年4月に開催される学園研修（全教職員対象）及び新任教職員研修等において確認・周知している。
- ・ 学外への周知：本学公式サイト内の「学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報」ページ（以下、「法定情報ページ」という）において公表している。

以上のとおり、建学の精神を学内外に対して示すとともに、定期的に確認している。

基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。

建学の精神に基づく教育目的を学則第1条に掲げ、各学科の教育理念と目標を3つのポリシーとともに学生便覧に明示し、学生に周知している。また、本学公式サイト上の法定情報ページにおいてこれらを公表しており、本学の教育目的・目標を学内外に示している。

基準Ⅰ-B-2 学習成果を定めている。

建学の精神及び教育目的に基づき、修了時に学生が身に付けるべき学習成果をディプロマ・ポリシーとして定めている。ディプロマ・ポリシーには、専門分野に関する基礎的知識・技能、実践力、及び社会で活躍するための汎用的能力を学習成果として明示している。

基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。

建学の精神及び教育目的に基づき、大学としての3つのポリシー並びに各学科の3つのポリシーを一体的に策定し、学内外に周知・公表している。

在学生に対しては学生便覧において、受験生に対しては「学生募集ガイド」において明示している。学外に対しては、本学公式サイト上の法定情報ページにおいて公表している。

基準Ⅰ-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

建学の精神及び教育目的に基づき、高等教育機関として地域・社会への貢献を重要な役

割の一つとして位置付け、中期計画（令和 7～11 年度）に明記している。

尾張旭市や地域団体等と連携協定を締結し、公開講座の実施、地域行事への参画、学生の実践的学修の機会提供等を通じて、地域・社会の発展及び人材育成に貢献し、「知の拠点」としての役割を果たすよう努めている。

令和 7 年度の一般市民向け公開講座については、キャリア支援委員会の所管において、名古屋産業大学との共同で計 96 講座を開催した。

このほか、例年どおりの健康フェスタへの参画をはじめ、学生が主体的に企画した介護予防サロンや市内小学校での「おはなし給食会」の実施、児童虐待防止オレンジリボン活動への協力、難病支援のチャリティ活動など、各学科の学びの特色を活かした活動において地域に貢献した。

基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

学則第 2 条（自己評価等）の目的を遂行するため「名古屋経営短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を設置している。同委員会は、学長から委嘱された教員を中心として構成され、自己点検・評価を実施し、その評価結果の取りまとめと公表等を担う組織として位置づけられている。また、教育の質向上を目的とした FD の企画・実施も所管している。

一方、本学では、内部質保証の推進にあたり、教育推進委員会を中心として毎年度、「教育の質に係る客観的指標」の維持・向上に取り組みつつ、「私立大学等改革総合支援事業（タイプ 1：Society5.0 の実現等に向けた特色ある教育の展開）」の採択に向けた取り組みを教育改善につなげる実践フィールドとして活用し、教育課程、学修成果、教学マネジメント等に関する点検・評価・改善を全学的に展開してきた。これらの取組が、実質的な自己点検・評価活動として機能していたものの、自己点検・評価委員会による報告書としての体系的整理及び公表には至らなかった。

こうした課題認識を踏まえ、令和 7 年度においては、既存の規程及び体制を前提として、「教育の質に係る客観的指標」の取組内容と、中期計画（令和 7～11 年度）及び私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞点検結果報告書との整合を図ったうえで、自己点検・評価の課題を整理した。あわせて、外部評価委員による 3 つのポリシーに基づく教育の適切性について点検・評価を行った。

<課題>

令和 7 年度の自己点検・評価報告書の作成においては、点検体制の再起動段階であることから、自己点検・評価委員会において基礎的整理をとりまとめ、各委員会の意見を聴取したうえで、教授会で共有し、公表した。このため、令和 8 年度以降においては、各評価項目に対応する委員会での点検により全学的に実施し、教育改善に活用する。また、点検

結果を報告書としてまとめたうえで公表する。

高等学校等の関係者の意見聴取については、体系的に実施する仕組みが整備されておらず、三つの方針の点検に外部の視点を十分に反映できていない。このため、令和8年度の点検において、意見聴取の方法等を整理し、具体的な改善策を示すこととする。

基準Ⅰ-D-2 教育の質を保証している。

本学では、教育の実施状況及び学修成果に関する点検・評価を行い、その結果を教育改善に活用することで、教育の質の保証に取り組んでいる。これらの取組は、中期計画において、内部質保証体制として査定の仕組みに位置づけている。

具体的には、学長直轄の運営委員会（学科長ミーティング）を中心とした教学マネジメント体制の下、学生に対する各種アンケート調査（授業評価アンケート、学習時間・学習実態の把握に関するアンケート）の結果や単位取得状況等の IR データ分析情報など定量的なデータを収集するとともに、「教育の質に係る客観的指標」の取組状況、外部評価委員の意見を参照しながら、教育の適切性についての点検・評価に活用している。これらのデータは運営委員会及び教授会を通じて全学的に共有され、課題点については、学科会議等において、教育課程の見直しや授業方法の改善等につなげている。

加えて、新たに導入した LMS（学習管理システム）において、学生個々の各授業科目における成績評価、GPA、単位修得状況、ディプロマ・ポリシー到達度などを一元的に管理し、教職員で共有するとともに、学生自身が学習成果の到達状況を把握できるようにしている。

<課題>

内部質保証体制として査定の仕組みが位置づけられているものの、学内への浸透が図られていない。また、改善の効果を継続的に検証する仕組みの明確化が課題である。このため、所管委員会において、査定の仕組みをアセスメント・ポリシー及びアセスメント・プランとして整理し具体化する。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。

建学の精神及びディプロマ・ポリシーに基づき、所定の教育課程を履修し必要な単位を修得した学生に対して、適切に単位を授与するとともに、卒業認定及び学位授与を行っている。

カリキュラムマップに各授業科目におけるディプロマ・ポリシーとの関連性を示したう

えで、成績評価については、シラバスにおいて到達目標及び評価方法・基準を明示し、これに基づいて公正かつ厳格に行っている。単位授与は、短期大学設置基準及び学則等の関連規程に則り、授業時間数及び学修成果の達成状況を踏まえて適切に行っている。また、「グレードポイントアベレージ（以下 GPA）運用規程」に基づき、成績評価に対する GPA を付与し、LMS（学習管理システム）において、セメスター毎に成績評価とともに提示している。また、算出された GPA が基準を下回る場合は、ゼミ教員による面談指導が行われ、警告、退学勧告となる場合もある。

卒業認定にあたっては、教務委員会において学生の修得単位数及び履修状況を確認したうえで、卒業要件充足の可否を審査し、その結果を教授会に報告している。教授会における審議・承認を経て、学長が最終的に卒業認定及び学位授与を決定している。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

建学の精神及びディプロマ・ポリシーに基づいて策定したカリキュラム・ポリシーに従い、教育課程を体系的に編成している。教育課程の編成・実施においては、教育課程別に各科目と学修到達目標とを関係付けているカリキュラムマップのほか、履修系統図によって科目の順序性と体系性を明確にしている。

各授業科目については、シラバスにおいて科目の位置づけ、到達目標、授業内容・時間数、成績評価の方法・基準等を明示し、カリキュラム・ポリシーとの対応関係を可視化している。授業はこれに基づいて実施され、教育内容及び方法の適切性が担保されている。

また、自己点検・評価委員会において、学生への授業評価アンケートをセメスター毎に実施し、春学期分については、自己点検・評価委員会において集計結果を分析・評価している。各セメスター全科目の集計結果を 1 冊に綴じ、図書館と教務課の窓口、非常勤講師室に学内の閲覧用として公開するとともに、集計結果の概要を本学の公式サイトにおいて公表している。各担当科目の教員は、集計結果を踏まえて自己点検結果を当該委員会に提出することにより、それぞれの授業改善に活用している。

教育課程の編成及び見直しにあたっては、運営委員会及び教務委員会等において検討を行い、教授会における審議を経て決定している。

<課題>

各科目担当の教員は、授業評価アンケート結果の振り返りを自己点検・評価委員会に提出したうえで授業内容の改善に活用しているが、改善内容の確認及びフィードバックがなされていない。これらの方法等を整理し、具体的な改善策を示すこととする。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

学則第1条（目的）を踏まえ、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うことを目的として、教育課程を編成している。

教育課程は、学則第32条（授業科目）に基づき、「総合教育科目」「専門教育科目」「ゼミナール」から構成されており、このうち総合教育科目においては、専門教育を支える基礎的知識や思考力、判断力、豊かな人間性の涵養を目的として科目配置し、社会生活を営む上で必要となる幅広い教養の修得を図っている。また、カリキュラム・ポリシーに基づく全学科共通の必修科目として、将来のライフプランを考える学長の科目「ライフプランニング（菊武基礎）」を配置し、社会の様々な領域で活躍する人材を講師として招き、社会人基礎力の涵養を図っている。

さらに、学科の専門性に応じた専門教育科目を編成し、総合教育科目で培った知識や能力を、専門分野の学修や実践的な学びへと発展させるよう科目配置を工夫している。

<課題>

教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組む仕組みが明確化されていない。このため、所管委員会において、査定の仕組みをアセスメント・プランとして整理することを検討するとともに、急速に変化する社会の動きを鑑み、求められる専門性とその基盤となる教養教育の在り方を検討する。

基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。

建学の精神及び学則第1条（目的）を踏まえ、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するための職業教育を体系的に実施している。

学則第32条（授業科目）に基づく教育課程のうち、専門教育科目においては、各学科の教育目的及び養成する人材像に応じて、専門的知識・技能を段階的に修得できるよう科目を配置している。講義、演習、実習、ゼミナール等を適切に組み合わせることにより、理論と実践を往還する学修を通じて、実務に即した能力の育成を図っている。

また、資格取得や専門職への円滑な移行を見据えた教育課程を編成しており、子ども学科における教職課程・保育士養成課程、介護福祉学科における介護福祉士養成課程など、関係法令や指定基準に基づく教育を適切に実施している。これにより、学生が修得した知識や技能を、将来の職業や実際の生活の場において活用できるよう配慮している。

<課題>

職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組む仕組みが明確化されていない。このため、所管委員会において、査定の仕組みをアセスメント・ポリシー及びアセスメント・プ

ランとして整理することを検討する。

基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。

学則第1条（目的）及び第4条第2項（各学科の教育研究上の目的）を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、学生が卒業時に身に付けるべき資質・能力を学習成果として明確に定めている。

学習成果は、各学科の専門性や養成する人材像に応じて設定されており、専門的知識・技能に加え、職業又は实际生活に必要な能力、コミュニケーション能力、主体的に学ぶ姿勢などを含めた内容となっている。

学生に対しては、各授業科目のシラバスにおいて、科目ごとの到達目標及び評価方法・基準を明示し、学生が自身の学修を通じて獲得すべき学習成果を具体的に理解できるよう配慮している。学修成果は、成績評価と履修科目に基づいて算出したディプロマ・ポリシー到達度として測定可能である。

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。

ディプロマ・ポリシーに定めた学習成果の獲得状況について、各授業科目及び教育課程全体の両面から、適切に評価している。

各授業科目における学習成果の獲得状況については、シラバスに明示した到達目標及び評価方法・基準に基づき、試験、レポート、実技、発表等を通じて成績評価を行っている。これにより、科目ごとの学修成果を客観的かつ厳格に評価し、単位修得状況や履修状況等を通じて、教育課程全体としての学習成果の達成状況を確認している。

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

ディプロマ・ポリシーに定めた学習成果の獲得状況について、量的・質的データを用いて測定する仕組みを整備している。

量的データとしては、LMS（学習管理システム）において、各授業科目における成績評価、GPA、単位修得状況等のデータを集積し、さらに、成績評価と履修科目に基づいて算出したディプロマ・ポリシー到達度を数値とレーダーチャートとして可視化し学生に提示することで、学習成果の到達状況を学生自身が把握できるようにしている。

職業教育を掲げる本学では、就職率や就職先などは重要な量的・質的指標として、毎月の教授会で内定状況や内定先の進捗状況などを共有している。また、卒業生及び卒業生の就職先へのアンケート調査を実施した。

<課題>

卒業生及び卒業生の就職先へのアンケート調査を実施したが、調査結果が学内に共有されておらず、活用する取組が十分とは言えない。学修成果の妥当性を外部の視点から研修する仕組みの充実が課題。このため、令和8年度の点検において、具体的な改善策を示すこととする。

基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。

学習成果の獲得状況について、学生及び社会に対して分かりやすく公表することに努めている。

学生に対しては、各授業科目の成績評価や GPA、単位修得状況、ディプロマ・ポリシー到達度を LMS（学習管理システム）において提示している。これにより、学生が自身の学修成果の到達状況を把握し、今後の学修計画や学びの改善に活用できるようにしている。

また、本学公式サイト「情報公開ページ」において以下の学修成果に係る IR 情報を学内外に公表することで、教育活動の状況を社会に対して明らかにしている。

- ・ 学修時間・学習実態
- ・ 学修成果
- ・ 資格取得等実績
- ・ 就職進路等に係る実績
- ・ 卒業アンケート
- ・ GPA 成績分布

基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。

学則第 18 条（入学者の選考）及び入試関連規程に基づき、アドミッション・ポリシーを踏まえ、適切な体制を整え、公正かつ妥当な方法で運用している。

入学者選抜に係る実施体制については「入学者選抜規程」に定めており、入試広報委員会及び入試広報室が中心となり、組織的な体制の下で運用している。入学試験の実施にあたっては、学長、入試広報委員長、事務局長、入試広報課長で構成される実施本部を設置し、責任体制を明確にしたうえで実施している。

入学者選抜の方法については、「入学者選抜規程」に基づき、学校推薦型選抜、一般選抜、総合型選抜、特別入学試験など多様な選抜区分を設け、それぞれの選抜区分ごとにアドミッション・ポリシーに紐づいた評価項目及び判定基準を定めている。合否判定にあたっては、「入学者選抜規程」に従い、学長を議長とした合否判定会議を設置し、評価基準に基づき公正に審議し、教授会の議を経たうえで、学長が最終的に決定している。

基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。

入学者選抜に関する情報について、アドミッション・ポリシーをはじめ、選抜方法、募集人員、試験日程、学費等を、受験者が適切に理解・判断できるよう、分かりやすく提供している。

これらの情報は、学生募集ガイド及び本学公式サイトを受験情報ページや法定情報ページにおいて公表しており、選抜区分ごとの情報及び問い合わせ先を明示している。また、オープンキャンパスや進学説明会等においても、本学の入学者選抜制度や教育内容について丁寧な説明を行い、受験者の理解促進に努めている。

基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

学習支援にあたっては、教務委員会及び教務課が中心となり、教育課程及びディプロマ・ポリシーに基づき、LMS（学習管理システム）を活用して、履修状況、単位修得状況、成績評価、GPA、ディプロマ・ポリシー到達度等の情報を量的データとして集約し、学生自身が学修の進捗や課題を把握できる環境を整えている。

新入学生に対しては、通常のオリエンテーションに加え、宿泊オリエンテーションを実施し、学生生活や履修に関する必要な情報提供をするとともに、各ゼミ教員が履修登録について指導している。また、学生便覧等を配布するとともに、その内容についても説明している。教員は、オフィスアワーや個別面談、ゼミナール等を通じて、学生一人ひとりの学修状況に応じた助言・指導を行っている。

また、図書館では、専属の事務職員を配置し、教育課程及び学修内容に対応した図書・学術資料等を整備するとともに、蔵書検索システム（OPAC）による資料検索環境及び電子書籍を提供し、学生の主体的な学修やレポート作成等を支援している。このほか、学生から毎年度、推薦図書を募り、可能な限り希望に応じた図書の整備を行っている。

海外語学研修等の科目を通じて、学生の海外派遣にも取り組んでいる。

基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

学生の生活支援にあたっては、学生支援委員会及び学生課が中心となり、学生の修学状況や生活上の課題を把握しながら、必要な支援を行っている。

具体的には、学生支援委員会で議論・整理した支援方針を踏まえ、学生課において学生生活に関する基本事項や各種支援制度について周知を行うとともに、学生生活に関する相談、奨学金や授業料減免などの経済的支援に関する相談、学生の健康管理及び心身の不調や障害に対する配慮事項に係る就学支援に関する相談等に対応している。

また、ボランティアやクラブ活動、学友会などの課外活動を支援している。東日本大震災の被災地支援を行う「東北ボランティア隊」については、コロナ禍で一時中断したものの、毎年の活動を続けている。

基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。

学生の進路支援にあたっては、キャリア支援委員会及びキャリア支援課が中心となり、学生の進路希望や適性を把握しながら、有資格者による必要な支援を行っている。

具体的には、キャリア支援委員会で議論・整理した支援方針を踏まえ、キャリア支援課において、進路相談や個別面談を実施し、学生一人ひとりの進路希望や状況に応じた助言・指導を行い、履歴書・エントリーシートの作成指導、面接対策等を通じて、学生の就職活動を段階的に支援している。また、キャリア教育の授業に合わせて、学内企業説明会・学内合同福祉施設説明会の開催、公務員採用試験対策講座の開講などを行っている。

さらに、学科の専門性に応じた進路支援を行うため、各学科の教員とキャリア支援課が連携し、実務実習やインターンシップ、資格取得支援等を通じて、学生が将来の進路を具体的に描けるよう支援している。

編入学等の進学希望者についても所管しており、適宜対応している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。

学則第8条（教職員組織）に基づき、学科・教育課程の内容に応じて必要な専任教員及び兼任教員を配置している。学長及び各学科長においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに照らし、専門分野・資格要件・実務経験等を考慮した教員配置に努めている。

教員の採用・配置にあたっては、短期大学設置基準が定める教員数を踏まえつつ、「教員選考規程」及び「教員資格審査規程」により行っている。

基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。

教員は、それぞれの担当科目について、カリキュラム・ポリシー及びシラバスに基づいた授業運営を行い、学生の学習成果の獲得を意識した教育活動に努めている。授業の実施状況や成績評価については、LMSを活用した可視化が行われている。

専任教員に対しては、研究室や付随する備品、ネットワーク、研究費などの研究環境を整備するとともに、週1日の研究日を設け、研究活動に取り組むための環境整備に努めている。

基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。

学則第5条（事務局）及び「事務組織規程」に基づき、事務職員等を配置し、規程に従

って事務を処理するための課・事務室により、系統的に業務を分担している。また、事務職員は、教員で組織する各委員会の庶務を担うなど、教員と密接に連携しながら、学生の学習成果獲得を支える役割を担っている。

基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。

教職員の役割や責任については、学則及び「組織規程」「事務組織規程」などの関連規程において基本的事項を定めている。教育活動は教員、学生支援は事務職員を中心とした役割分担のもと運営されており、教授会や各委員会活動等を通じて組織的な意思疎通が図られている。

基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。

FD・SD活動を組織的に行い、教育内容や学生支援の質向上に資する研修機会の確保に努めている。

教育改善につなげることを目的とした教員対象のFD研修においては、「自己点検・評価委員会規程」及び「FD実施に関する基本方針」に基づき、企画・実施することとしている。令和7年度については、名古屋産業大学教育研究センター運営委員会と連携し以下のFD研修を開催した。

- ・ 日時：令和7年6月11日（水）
- ・ テーマ：生成AIの業務活用事例と就活における活用方法
- ・ 日時：令和8年2月4日（水）
- ・ テーマ：情報セキュリティガイドライン及び情報セキュリティ対策

教職員の能力・資質向上を目的としたSD研修においては、「SD基本方針」に基づき、総務課の所管において計画的に企画・実施している。令和7年度は、総務課において以下のSD研修を企画・実施した。

- ・ 日時：令和8年2月19日（木）
- ・ テーマ：
 - ①「求人検索ナビ」の広報的な活用方法
 - ②留学生に関する文部科学省の方針と在籍管理のポイント
 - ③地震等に備えた避難場所の確認とシェイクアウト訓練

また、設置法人が主催する学園研修については、年間実施計画に基づき計5回実施され、校務を除き全教職員に出席を義務付けている。

<課題>

令和7年度は、「FDに関する基本方針」に定める、「②教員の教育研究活動等の自己点

検・評価の実施による資質向上の推進」が未実施であり、所管委員会の活動が不十分であった。今後の委員会活動において、授業・教育方法の改善に資する研修を計画的に実施するよう改善する。

基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

本学の設置法人が定める就業規則に基づき、教職員の人事・労務管理を行っており、関係法令の遵守に努めている。教員の勤務状況や服務管理については各学科長と総務課が、事務職員については総務課が把握し、必要に応じて対応し、学長に報告している。就業規則に関する諸規程については、教職員が閲覧できるよう総務課窓口に常備している。

基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

短期大学設置基準に基づき、校地・校舎・教室・実習施設等を整備し、教育課程及び学生支援に活用している。各学科の教育内容に応じ、実習室や演習環境を活用している。専任に教員には適切に研究室を整備している。

施設整備については、設置法人の中期経営計画（令和 7～11 年度）及び各年度の事業計画、本学の中期計画（令和 7～11 年度）に基づく実施を図っている。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

施設設備の維持管理については、「事務組織規程」に基づく総務課の所管において、日常点検及び必要な修繕を実施している。安全面への配慮を基本とし、教育活動に支障が生じないように対応している。

また、校舎の要所に車いす用のスロープや点字ブロックを設けバリアフリーに対応しており、来客駐車場には身体障害者優先エリアを設けている。多目的トイレについては 3、4 号館および文化センターの 3 カ所に設置している。1 号館総合受付には AED（自動体外式除細動器）を設置し救急救命に備えている。

基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。

LMS（学習管理システム）、情報端末及びネットワーク、図書館システム等の技術的資源を整備し、授業運営や学生支援に活用している。特に LMS を通じた成績管理等は、学習成果の把握の一助となっている。基幹サーバーを含む技術的資源については、情報センターと所管課の連携において、管理・運営を行っている。また、これら教育資源の整備・活用

については、設置法人の中期経営計画及び各年度の事業計画、本学の中期計画に基づき実施を図っている。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

設置法人の中期経営計画及び各年度の事業計画に基づき予算編成及び決算を行い、財的資源の計画的な配分と管理に努めている。本学における会計管理については、事務組織規程に基づき、経理課が担っており、財務状況を毎月学長に報告している。また、設置法人の財務状況については、「学校法人菊武学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）に定める監事及び会計監査人による監査を実施するとともに、理事会、評議員会において報告している。

基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

設置法人においては、日本私立学校振興・共済事業団が公表する経営判断指標等を参考に、財務状況の把握を行っている。本学においても、これらの指標を踏まえつつ、収支状況や資金の動向について定期的に確認している。

財政上の安定確保に向けた取組については、設置法人の中期経営計画及び各年度の事業計画、本学の中期計画に位置づけ、入学定員の確保、経費配分の見直し等を含めた対応を検討している。

基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス

基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

理事長は、寄附行為第15条（理事の職務）に基づき、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。学校法人の意思決定は、関係法令及び寄附行為等に基づき、理事会を中心として行われており、理事長は理事会における審議を尊重しつつ、法人運営が円滑に進むよう職務を遂行している。

基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。

理事会は、私立学校法及び寄附行為第13条（理事会の設置及び構成）により設置されており、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき開催されている。また、寄附行為第14条（理事会の権限）により理事会が法人の業務を決定し、理事長、理事の職務執行を監督する機関であることが定められている。これらの法令、規定に基づき、理事会は学校法人

の意思決定機関として、その役割を果たすよう運営されている。

基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。

理事は、私立学校法及び寄附行為第 8 条（理事の選任）に基づき、学校法人の運営に必要な人数及び構成で選任されている。また、理事の選任にあたっては、私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守している。理事は理事選任機関である理事会により選任され、選任に際しては評議員会の意見を十分に参酌し、透明性と公正性を確保している。

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。

学長は、学生に学習成果を獲得させるための統括責任者として、教学運営を担っている。また、学長は、教学に関する重要事項を審議する運営委員会及び教授会を招集し、教育研究活動の適切な推進に努めている。

教育課程の編成・実施、学習成果の把握、教育改善に関する事項については、各学科及び関係委員会において検討され、その内容は教授会等を通じて共有されている。また、自己点検・評価、中期計画の進捗管理、「教育の質に係る客観的指標」の活用を通じて、教育活動の検証と見直しに努めている。

基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。

監事は、私立学校法及び寄附行為第 23 条（監事の選任）に基づき選任されている。監事は寄附行為第 29 条（監事の職務）に基づき、法人の業務及び財産の状況ならびに理事の職務執行状況について監査を行い、その結果を監査報告として取りまとめ、理事会及び評議員会に提出している。

基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。

評議員会は、私立学校法及び寄附行為第 36 条（評議員会の設置及び構成）により設置、開催されている。また、評議員の責務は、寄附行為第 37 条（評議員会の職務等）に明記されており、法人の業務や財産の状況、役員の業務執行に対して意見を述べるなど、諮問機関としての役割を果たすよう運営されている。

基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。

会計監査人は、私立学校法及び寄附行為第 50 条（会計監査人の選任）に基づき選任さ

れている。会計監査人は、寄附行為第 55 条（会計監査人の職務等）に基づき、法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。

基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

高等教育機関としての公共性及び社会的責任を踏まえ、私立学校法その他関係法令に基づき、教育研究活動や運営状況に関する情報の公表・公開に取り組んでいる。

教育内容、教育課程、学生支援の状況、財務に関する情報等については、法令等で求められる事項を中心に、本学公式サイトの情報公開ページ及び法定情報ページを通じて学内外に提供している。また、自己点検・評価の結果についても、学則第 2 条（自己評価等）に基づき、本学公式サイトにおいて公表している。